

町制施行90周年記念事業の考え方について

1 基本方針

令和7年度は町制施行 90 周年を迎える節目の年であり、町民と行政が一体感を持った事業を実施することで、町の活性化を図ることを基本方針とし、記念事業を実施します。

2 実施期間

町制施行 90 周年記念事業は、町制 90 周年の町制記念日(令和7年 11 月3日)を含む年度である、令和7年4月1日から、令和8年3月 31 日にかけて実施します。

・町制施行 90 周年記念日 令和7(2025)年 11 月3日(月)

・記念事業期間 令和7(2025)年4月1日 ～ 令和8(2026)年3月 31 日

3 記念事業

「記念事業期間」に、各種記念事業を実施します。

記念事業は基本方針に示す内容を踏まえ、町民と事業者、行政が一体となって実施するとともに町内外に発信し、PR効果が期待できる事業とします。

なお、町においては町主催の事業で記念事業に相応しいものを冠事業として実施します。

4 キャッチフレーズとロゴマーク

町制 90 周年の機運醸成を図るため、シンボルとなる「キャッチフレーズ」と「ロゴマーク」を作成します。キャッチフレーズとロゴマークは、広報・PR物品のデザインに使用するなど、町内外への情報発信に活用します。

・キャッチフレーズ 町内在学・在住の小学生が作成

・ロゴマーク 町内在学・在住の中学生が作成